

・改正法第14回で認定した自治体(12市区町村)は以下のとおり。<12計画、12市町村(10道県)>

北海道1(1)	弟子屈町
青森県1(1)	東北町
神奈川県1(1)	湯河原町
新潟県1(1)	聖籠町
富山県1(1)	舟橋村
長野県2(2)	泰阜村、栄村
高知県1(1)	仁淀川町
宮崎県1(1)	綾町
鹿児島県2(2)	いちき串木野市、中種子町
沖縄県1(1)	中城村

- \* 上記に加えて計画変更認定申請が528件。
- \* 都道府県の後ろの数字は、計画数(市区町村数)となっている。
- \* 令和6年12月25日時点における認定件数は1,359計画(47都道府県1,518市区町村)
- \* 宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県についてはすべての市町村で認定。